

公告第175号

事後審査型制限付一般競争入札（総合評価方式特別簡易型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、次に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、令和8年4月6日付け公告第8号の規定によるものとする。

令和8年7月17日

郡山市長 椎 根 健 雄

第1 事後審査型制限付一般競争入札（総合評価方式特別簡易型）に付する事項

1	契 約 番 号	第2026002513号	
2	業 種	土木一式工事	
3	工 事 名	中学校給食センター周辺道路整備工事	
4	施 行 場 所	郡山市安積町成田字長山 外 地内	
5	施 行 期 限	令和9年7月30日	
6	工 事 概 要	施工延長 L=340.00m 幅員 W=9.00m 排水構造物工 道路附属物工 道路土工 外	
7	支 払 条 件	前金払	有り
		中間前金払	有り
		部分払	有り
8	予 定 価 格	事後公表	
9	最低制限価格	無し	
10	調査基準価格及び失格基準価格	事後公表	
11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	対象	
12	郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条に基づく労働環境の報告等	対象	

13	議会の議決に付すべき契約	対象外
14	電 子 契 約	対象
15	そ の 他	本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（特別簡易型）により入札を実施する工事である。特別簡易型総合評価基準項目は別表のとおり。

第2 入札方法及び入札期間

1	入 札 方 法	電子入札
2	工 事 費 内 訳 書	初度のみ提出
3	入 札 期 間	令和8年7月31日（金）午前8時30分から 令和8年8月3日（月）午後3時まで

第3 開札場所及び開札日時

1	開 札 場 所	郡山市役所本庁舎2階 財務部契約検査課
2	開 札 日 時	令和8年8月5日（水）午前9時

第4 入札に参加する者に必要な資格

1	入 札 参 加 形 態	単体企業
2	郡山市の令和7・8年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。	
	登 録 業 種	土木一式工事
	総 合 点	土木一式工事において940点以上の者
	所 在 地 要 件	郡山市内に本店を有する者
3	建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること。	
	許 可 業 種	土木一式工事
	そ の 他 の 要 件	当該工事において5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者であること。
4	次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。	
	資 格 要 件	1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有していること。
		当該工事において5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇 用 関 係	開札日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	そ の 他 の 要 件	当該工事において契約金額が4,500万円以上となる場合は、許可業種の区分に関係なく、営業所技術者等を工事現場に技術者等として配置することはできない。ただし、建設業法第26条の5に該当する場合は除く。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。

		配置予定技術者は、当該工事において契約金額が4,500万円以上となる場合は、専任で配置すること。建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は以下のとおり。		
		(1)	建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（専任特例1号の主任技術者又は監理技術者）の配置	対象
		(2)	建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の監理技術者）の配置	対象
5	手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限	対象工事		
6	施行実績	無し		

第5 入札参加手続き等

1	設計図書等の閲覧期限	令和8年8月3日（月）午後11時
2	設計図書等に対する質問期限	令和8年7月24日（金）午後3時
3	質問の回答期限	令和8年7月28日（火）
4	入札参加の方法	当該入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、入札期間内に入札書及び自己採点申請書を提出することにより入札に参加できる。

※ 電子入札利用時間は、午前8時から午後10時まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）

別表 特別簡易型総合評価基準項目（中学校給食センター周辺道路整備工事）

1 企業の技術力（6.0点）

評価項目	配 点	評価基準	評 価 点
(1) 同種工事施工実績 過去5か年度（令和3～7年度）に郡山市発注の請負金額2,000万円以上の土木一式工事を元請で施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	0.5 点	実績有り（80 点以上）	0.5 点
		実績有り（75 点以上 80 点未満）	0.25 点
		実績無し	0 点
(2) 工事成績 過去2か年度（令和6～7年度）の郡山市発注の請負金額2,000万円以上の土木一式工事の平均工事成績（特定建設工事共同企業体の構成員としての成績を含む。）により評価する。	2.0 点	80 点以上	2.0 点
		75 点以上 80 点未満	1.0 点
		75 点未満	0 点
(3) 優良工事表彰 過去5か年度（令和3～7年度）の土木一式工事における郡山市優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	1.0 点	2 回以上の表彰有り	1.0 点
		1 回の表彰有り	0.5 点
		表彰無し	0 点
(4) 品質・環境管理能力 ISO9001 又は ISO14001 のいずれかの認証取得の有無により評価する。	0.5 点	いずれかの認証取得有り	0.5 点
		取得無し	0 点
(5) 新技術の活用 NETISへ工法・技術を登録している又は過去2か年度（令和6～7年度）の間においてNETISに登録されている工法・技術を活用し工事を施工した実績により評価する。	1.0 点	登録有り	1.0 点
		施工実績有り	0.5 点
		登録及び施工実績無し	0 点
(6) CCUSの活用 建設キャリアアップシステム（CCUS）の導入の有無により評価する。	0.5 点	導入有り	0.5 点
		導入無し	0 点
(7) ASPの活用 過去2か年度（令和6～7年度）の間に郡山市が発注した工事のASP（情報共有システム）の活用実績の有無により評価する。	0.5 点	実績有り	0.5 点
		実績無し	0 点
(8) 指名停止措置 過去2か年度（令和6～7年度）及び今年度（公告日までの期間）の「郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置（廃止前の「郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」	-0.5 点	指名停止措置有り	-0.5 点
		指名停止措置無し	0 点

に基づく指名停止措置を含む。)の有無により評価する。			
----------------------------	--	--	--

2 配置予定技術者の技術力 (2.0 点)

評価項目	配 点	評価基準	評 価 点
(1) 同種工事施工実績 過去5か年度（令和3～7年度）に国、福島県、郡山市又は郡山市上下水道局発注の請負金額2,000万円以上の土木一式工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事实績により評価する。	0.5 点	実績有り（80 点以上）	0.5 点
		実績有り（75 点以上 80 点未満）	0.25 点
		実績無し	0 点
(2) 工事成績 過去2か年度（令和6～7年度）に国、福島県、郡山市又は郡山市上下水道局発注の請負金額2,000万円以上の土木一式工事を、主任技術者又は監理技術者として施工した工事成績により評価する。	1.0 点	80 点以上	1.0 点
		75 点以上 80 点未満	0.5 点
		75 点未満	0 点
(3) 保有資格 配置予定技術者の資格の保有状況（建設業法により土木一式工事の監理技術者となり得ると定められている資格及び部門に限る。）により評価する。	0.5 点	1 級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有 10 年以上）	0.5 点
		1 級施工管理技士、一級建築士又は技術士（資格保有 5 年以上 10 年未満）	0.25 点
		上記以外	0 点

3 企業の地域社会に対する貢献度 (7.0 点)

評価項目	配 点	評価基準	評 価 点
(1) ボランティア活動 前年度（令和7年度）の郡山市内での防災活動、道路河川愛護活動その他のボランティア活動の実績の有無により評価する。	最大 1.0 点	活動実績有り	活動回数 ×0.2 点
		活動実績無し	0 点
(2) 除雪契約 前年度（令和7年度）の郡山市との除雪契約及びその履行実績の有無により評価する。	0.5 点	契約有り（履行実績有り）	0.5 点
		契約有り（履行実績無し）	0.25 点
		契約無し	0 点
(3) 災害協定 郡山市との災害時の応急対策業務に関する協定締結の有無により評価する。	0.5 点	締結有り	0.5 点
		締結無し	0 点
(4) 地元業者の活用 前年度（令和7年度）の郡山市発	1.5 点	95%以上	1.5 点

注の請負金額 1,000 万円以上の土木一式工事において、市内業者（元請及び下請含む。）が施工した金額の割合により評価する。		90%以上 95%未満	1.0 点
		90%未満	0 点
(5) 新卒者及び離職者の雇用実績 過去 1 年間の新卒者又は離職者（雇用時 65 歳以上に限る。）の雇用（正規雇用に限る。）の有無により評価する。	0.5 点	2 名以上雇用	0.5 点
		1 名雇用	0.25 点
		雇用無し	0 点
(6) 女性技術者の配置 過去 1 年間に国、福島県、郡山市又は郡山市上下水道局発注の工事において女性の正規社員を主任技術者又は監理技術者として配置した実績の有無により評価する。	0.5 点	実績有り	0.5 点
		実績無し	0 点
(7) 市内本店又は営業所の有無 郡山市内に本店又は営業所の有無により評価する。	0.5 点	市内本店又は営業所有り	0.5 点
		市内本店又は営業所無し	0 点
(8) 障害者の雇用の実績 障害者の雇用の促進に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく義務のある企業にあっては同法の障害者雇用率以上の雇用、同法に基づく義務のない企業にあっては障害者雇用の有無により評価する。	0.5 点	雇用有り	0.5 点
		雇用無し	0 点
(9) 仕事と生活の調和 福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証取得の有無により評価する。	0.5 点	取得有り	0.5 点
		取得無し	0 点
(10) 働く女性応援 福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証取得の有無により評価する。	0.5 点	取得有り	0.5 点
		取得無し	0 点
(11) 消防団への継続加入状況 郡山市消防団に過去 1 年以上加入している者の雇用状況により評価する。	0.5 点	2 名以上雇用	0.5 点
		1 名雇用	0.25 点
		雇用無し	0 点

4 品質確保等の確実性（15.0 点）

評価項目	配 点	評価基準	評 価 点
(1) 品質確保等の確実性 入札価格が調査基準価格以上かどうかにより評価する。	15.0 点	調査基準価格以上	15.0 点
		調査基準価格未満	0 点